



## 令和5年度 環境再生・資源循環行政の取組について

令和5年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染症との戦いの一年でした。廃棄物処理業は、政府の方針において国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされており、困難な状況下でも業務を継続いただいている関係者の皆様に、改めて感謝申し上げます。

また、昨年も全国各地で災害が発生しました。被災された方々に心より御見舞いを申し上げます。災害廃棄物の処理に協力いただいた廃棄物処理業者をはじめとする関係者の皆様におかれては、改めてご協力に感謝申し上げます。環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むようきめ細かく対応し、被災地の皆様の生活再建が迅速に進むよう、引き続き全力で支援してまいります。

環境省では、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向けた取組を通じて、気候変動といった社会課題の解決に取り組んでいます。

循環経済への移行の取組としては、中央環境審議会循環型社会部会の審議を経て、昨年9月に循環経済工程表を策定いたしました。循環経済工程表では、2050年カーボンニュートラルの達成も見据え、2030年に向けた施策の方向性を、素材ごと、製品ごとに示しており、循環経済関連ビジネス、廃棄物処理システム、国際的な資源循環促進などの各分野における方向性も示しています。これに基づきライフサイクル全体での資源循環の取組を推進してまいります。

また、産業廃棄物の適正処理の推進については、電子マニフェストの普及拡大や、「産廃情報ネット」を通じた許可業者に関する情報公開の充実化など、デジタル化を進めています。デジタル化は政府全体で取組を推進している分野であり、環境省としても積極的に取り組んでまいります。他にも、海洋プラスチックごみの問題、脱炭素の観点から優先的な取組が必要なプラスチックについては、昨年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、製品設計から廃棄物処理段階に至るまでのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進しています。本法の施行を踏まえ、環境配慮設計の製品の製造、販売や、プラスチック製品の使用の合理化、分別収集・リサイクルの取組など、各主体による積極的な取組が進展しています。今後とも技術的・財政的支援を行い、プラスチックの資源循環の促進に努めてまいります。

さらに、東日本大震災からの復興・再生については、環境省にとって最重要の課題の一つであり、引き続き、除染、中間貯蔵施設事業、汚染廃棄物処理、除去土壌の再生利用実証事業等を着実に実施するとともに、県外最終処分や再生利用の実現に向けた全国での理解醸成活動等を更に展開するなど、環境再生に取り組めます。また、福島復興を一層進めるため、未来志向の環境施策も推進してまいります。

今後とも、環境行政へのご協力を切にお願い申し上げます。皆様のご健勝を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。